

第8章 火災予防計画

1 計画の概要

風水害等による二次災害としての火災発生の未然防止と被害の軽減を図るために、町及び鶴岡市消防本部等が実施する火災予防体制の整備等について定める。

2 出火防止

震災対策編第2編第9章「2 出火防止」に同じ。

3 消防用設備等の適正な維持管理指導

震災対策編第2編第9章「3 消防用設備等の適正な維持管理指導」に同じ。

4 初期消火体制の強化

震災対策編第2編第9章「4 初期消火体制の強化」に同じ。

5 消防施設等の整備

震災対策編第2編第9章「5 消防施設等の整備」に同じ。